

14 交流及び共同学習の推進 (幼・小・中・高・特別支援学校)

－ 幼児児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成 －



交流及び共同学習は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現をめざしており、幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育てる上で、重要な役割を果たしている。そのため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の幼児児童生徒間の交流及び共同学習や地域の人々と活動を共にする機会を積極的に設け、同じ社会に生きる人間として、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう、計画的、組織的に実施できるようにする必要がある。

また、特別支援学級の児童生徒との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。

ここがポイント(取組の重点)

- 地域の人々などと活動を共にする機会の推進
- ◇ 「交流の側面」と「共同学習の側面」の双方に重点

(1) 交流及び共同学習の目的

- ① 障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて**豊かな人間性を育む機会**となる。(交流の側面)
- ② **教科等のねらいの達成を目的とする(共同学習の側面)**を踏まえ、その目的を達成すること。
この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進する。

(2) 交流及び共同学習の展開

- ① **関係者の共通理解**: 学校の教職員、子供たち、保護者等の当該活動に関わる関係者が、取組の意義やねらい等について、十分に理解し、共通理解をもって進める。
- ② **体制の構築**: 教職員によって交流及び共同学習に関する理解や取組状況が異なることから、個々の教職員の取組に任せるのではなく、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に継続して取り組む。
- ③ **指導計画の作成**: 教育課程上の位置付け、評価計画、交流及び共同学習の形態や内容、回数、時間、場所、相手校・相手学級との役割分担、協力体制等について、担当する教職員間で事前に十分に検討し、無理なく継続的に行えるよう活動を計画する。また、単発のイベントやその場限りの活動ではなく、継続的な取組として年間指導計画に位置付ける。
- ④ **活動の実施**: 事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。
事前学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。
- ⑤ **評価**: 活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
また、活動直後の状況だけではなく、その後の日常生活における子供たちの変容をとらえる。

(3) 家庭や地域社会との連携及び協働、世代を越えた交流

- ① 家庭や地域の人々とともに児童生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童生徒の生活の充実と活性化を図る。
- ② 地域の人々や児童生徒向けの学習機会の提供、地域社会の一員としての教師のボランティア活動を通して、家庭や地域社会に積極的に働きかけ、それぞれがもつ本来の教育機能が総合的に発揮されるようにする。
- ③ 高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育み、異年齢の子供など地域の様々な人々との世代を超えた交流を図る。

■ 関連資料 ■

◎ 『交流及び共同学習ガイド』

文部科学省

平成31年

◎ 『特別支援学校教育要領・学習指導要領総則編(幼・小・中)』

文部科学省

平成30年